

仕 様 書

1. 業務名

令和8年度 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務

2. 業務目的

本業務は、令和5年2月に策定した「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」に基づき、あるかぼーと・唐戸エリア（以下「エリア」という。）において、データ分析により観光客の回遊性・滞在性・消費額が伸び悩む要因を解明し、将来民間企業が積極的に投資したくなる「稼げるエリア」にしていくための企画立案及び実施を支援することを目的とする。

なお、本業務実施にあたっては、令和7年に発足した地先の事業者6者で構成され、将来的にエリアの協働運営の担い手となることが期待される「準備会」を協力主体として位置付け、本市及び準備会と連携しながら業務を進めるものとする。

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務対象エリア

下関市あるかぼーと及び下関市唐戸町

5. 見積り限度額

18,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 業務内容

(1) データ分析に基づく現状把握と取組支援

マスタープランで課題として挙げられている観光客の滞在時間の短さ及び観光消費額の低さの解消に向け、門司港を含めたエリアの現状を定量・定性の両面からのデータ分析により客観的に把握し、その課題の要因を明らかにする。データ分析結果を踏まえ、「稼げるエリア」の実現に向けた具体的な施策を提案するとともに、本市及び準備会の取組を支援するものとする。なお、本業務においては、根拠に基づく取組の実施と効果検証・改善を継続的に繰り返すサイクルを重視する。

【業務1】門司港を含めたエリアの現状と課題の把握・可視化

データの活用により、観光客の行動傾向や回遊性・滞在性・消費額に影響する要因を定量・定性の両面から分析し、エリアの課題及びその要因を明らかにする。なお、活用するデータの種類、個数及び分析手法は提案によるものとする。

(提案事項)

ア：提案者が現時点で考えるエリアの課題及びその要因に関する仮説

イ：アの仮説を検証・深掘りするために活用するデータの種類、個数及び分析手法

ウ：イのデータの種類・分析手法が有効であると考えられる理由

エ：その他提案者が特記したい事項

【業務2】本市及び準備会の取組に対する支援

【業務1】の分析結果を踏まえ、本市及び準備会が行う滞在時間の延伸及び観光消費額の向上に資する取組について、課題の要因に基づく施策の企画立案を支援するとともに、取組の実施、効果検証及び改善に向けた検討まで伴走支援を行う。

(提案事項)

- ア：分析結果に基づく取組支援の実施プロセス
- イ：具体的な支援方法
- ウ：想定する効果検証の方法
- エ：その他提案者が特記したい事項

【業務3】下関らしい持続可能なコンテンツの提案

【業務1】の分析結果を踏まえ、下関固有の魅力や観光客に十分に認知されていない地域資源を活用した、回遊性・滞在性・消費行動の変化につながる持続可能な観光コンテンツを提案する。なお、提案に基づき、本市及び準備会が社会実験を行う場合は取組の支援を行うこと。

(提案事項)

- ア：提案者が考える下関固有の魅力や、十分に活用されていない地域資源に関する着眼点
- イ：分析結果を踏まえたコンテンツ発掘までのプロセス
- ウ：その他提案者が特記したい事項

【業務4】分析結果に基づくプロモーション戦略の提案

【業務1】の分析結果を踏まえ、明らかになったターゲットに対し、【業務2・3】の取組や下関の魅力を効果的に届けるためのプロモーション戦略を提案する。提案にあたっては、以下を留意すること。

- ・既存のプロモーション手段（SNS等）について、見直し・廃止も含めてそのあり方を提案すること。
- ・回遊性・滞在性・消費行動の変化につながるプロモーション戦略を検討すること。
- ・一時的な話題性や派手さを追求するものでなく、実現可能性と継続性を重視した内容にすること。

※参考：本業務に関連する既存プロモーション手段は以下のとおり

- ・Instagram：カイキョーリボーンプロジェクト公式
- ・フェイスブック：カイキョーリボーンプロジェクト
- ・ホームページ：カイキョーリボーンプロジェクト

(提案事項)

- ア：現状のプロモーション手段の評価と課題
- イ：エリアにおけるプロモーションの基本的な考え方
- ウ：その他提案者が特記したい事項

【業務実施にあたっての留意事項】

- ① 分析に用いるデータについて、調達が必要な場合は、提案者が委託料の範囲内で調

達するものとする。なお、本市が保有するデータ（人流ダッシュボード、公共施設の利用者数等）についても可能な範囲で提供する。本市保有のデータの提供範囲や提供方法は、契約締結前に協議のうえ決定する。

※参考：人流ダッシュボード：Location AI(株) 人流データ活用プラットフォーム

- ② 【業務2】に関連する回遊性・滞在性の向上に向けた取組、コンテンツの実施に係る経費については、本市が負担するものとし、本業務の委託料に含まない。

（2）準備会の活動促進に向けた本市への支援

6.（1）の成果を準備会が理解し活用できる形に整理・共有するとともに、協働の輪が広がるよう、エリア内事業者への参画を促す取組を支援する。あわせて、準備会が将来的に協働運営を担う組織として発展していくための本市の働きかけを支援する。

【業務5】6.（1）の成果の整理・共有及びエリア内事業者への参画促進

6.（1）のデータ分析結果及び取組の成果について、準備会が理解し活用できる形に整理するとともに、定例会議等を通じて共有・説明を行う。また、本市及び準備会が行う滞在時間の延伸及び観光消費額の向上に資する取組をエリア内事業者に広く周知し、協働による取組への参画を促す働きかけを支援する。定例会議は年8回を予定しており、1回あたりの会議時間は1時間30分を想定する。原則対面での参加とするが、本市が認めた場合はオンラインでの参加も可とする。会議参加に係る旅費・交通費等は委託料に含めるものとする。

（提案事項）

ア：6.（1）のデータ分析結果及び取組の成果の共有方法並びにエリア内事業者への参画促進の方法

イ：その他提案者が特記したい事項

【業務6】準備会の主体的な取組推進に向けた本市への支援

6.（1）の分析結果及び取組の成果を踏まえ、準備会が自らエリアの現状を把握し、主体的に取組を実践していくことができるよう、本市による働きかけや支援のあり方について助言を行う。あわせて、準備会が将来的に協働運営を担う組織として発展していくために必要となる知見や考え方を本市に提供するものとする。

（提案事項）

ア：準備会が主体的に活動できる組織となるための本市への支援方法

イ：その他提案者が特記したい事項

【業務実施にあたっての留意事項】

- ① 定例会議の会場手配、案内、設営及び撤収は本市で行うものとする。
- ② 定例会以外に準備会、エリア内事業者と協議、説明等が必要な場合は、本市が原則連絡調整、会場手配を行う。なお、対面で開催する場合の旅費・交通費等は委託料に含めるものとする。

（3）その他提案書への記載事項

- ① 委託料の範囲内において、提案者の強みや独自の視点を活かし、本業務の目的達成

に資する提案があれば積極的に提案すること。なお、当該提案を行う場合は、提案書に必ず「自由提案」と記載すること。

(提案例)

- ・本エリアが長期にわたり賑わいを持続させるための事業計画の作成
- ・知見のある職員の派遣、主担当者の本市への移住等による人的支援
- ・提案者のネットワークを活用した他地域との連携・交流

※上記はあくまで例示であり、提案例に限らず提案者の強みを活かした提案を求めるものとする。

② 本業務の実施体制及びスケジュール

③ 令和9年度の提案

本仕様書に基づく提案を踏まえた業務内容を提案すること。

※「令和8年度 あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン推進業務」

プロポーザル実施要領10.提出書類(2)④参照

(4) モニタリング及び報告

本業務におけるKPIは契約締結前に協議して決定するものとし、本業務の取組状況を継続的に把握し、改善につなげるためのモニタリング指標として位置づける。

(指標例：エリアへの来訪者数推計、滞在時間、回遊状況等)

モニタリングの報告は原則年2回(中間・最終)とし、指標の推移とそれに基づく傾向・改善点を本市に報告する。実施前段階の業務については、実施時期、準備状況及び対応方針を報告する。

7. 成果品

(1) 成果品

成果品は下記ア～ウとし、電子データにて納品するものとする。成果品について契約締結後速やかに各報告書の記載内容、レイアウトイメージについて本市と協議すること。

ア：データ分析結果、考察、検証結果等をまとめた報告書

イ：準備会の運営基盤整備に関する報告書

ウ：ア及びイの概要版

(2) 提出期限及び提出場所

成果品の提出期限、提出場所は下記のとおりとする。成果品については、事前に成果品(案)を提示し、本市の確認を経た完成物を、成果品として期限までに提出すること。なお、成果品(案)の提出期限については、本市と協議することとする。

期限：令和9年3月31日

場所：下関市総合政策部共創イノベーション課

8. 留意事項

(1) 本業務の最終的な仕様については、プロポーザル後、本市と優先交渉権者と協議のうえ、提案内容に基づき決定するものとする。

(2) 本業務遂行にあたり、統括責任者、現場責任者、担当者を配置すること。現場責任者及び担当者は類似業務の経験を有する者を配置すること。

- (3) 本業務の遂行にあたり、本市及び関係者と十分な打ち合わせを行うこと。打ち合わせについては、本市と提案者が協議のうえ、本市が認める場合はオンライン形式により実施することができるものとする。打ち合わせの内容については、原則提案者が概要を記録し、本市と共有すること。なお、対面で実施する場合の旅費・交通費等は委託料に含めるものとする。
- (4) 提案者は、本業務の遂行にあたり、「あるかぼーと・唐戸エリアマスタープラン」を熟知し、関係法令、条例、規則及び本市の指示を遵守し、誠実かつ適正に業務を履行すること。
- (5) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を再委託する場合は、再委託の詳細を本市に事前に説明を行い、了承を得た後に再委託を行うこと。
- (6) 提案者が業務の遂行過程で個人情報又は個人関連情報（位置情報、クッキー（Cookie）等）を取り扱う場合は、関係法令・条例を遵守し、目的外利用の禁止、第三者提供・国外移転の制限、適切な安全管理措置、業務終了時の返却・消去、漏えい時の迅速報告等の措置を講じること。なお、個人の再識別につながる行為は禁止する。
- (7) 業務内容及び提案事項にかかる全ての費用を見積金額に含め、積算すること。
- (8) 本業務にあたり、別紙1～別紙3を遵守すること。
- (9) 本業務の遂行にあたり、提案者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、提案者がその損害を賠償すること。

以 上